

フレッシュItoshima

#05



ただし
矢野 正さん(29歳/前原東)
糸島警察署 交通課 ☎(323)0110

糸島を安全安心な地域へ 憧れの白バイ隊員をめざす

糸島警察署に配属されて3年目になります。最初の2年間は交番勤務、そして今年4月に念願の交通課に配置替えになりました。

大学時代、先輩OBの鑑識の話を聞いているうちに自分も警察官になりたいと思い、受験したのですが一度目は失敗。民間企業へ就職したのですが、あきらめきれず、働きながら独学で猛勉強し、晴れて警察官になることができました。

今の仕事内容は、主に道路使用許可や運転免許証などの手続きを行う窓口での許可事務ですが、夢はあこがれの白バイ隊員になることです。

先はまだ長いですが、法律の知識をしっかり身に付け、先輩や上司の方々の良いところをどんどん吸収し、糸島の安全安心を守っていきます。

現在、独身なので、彼女も募集中です。

自薦・他薦を問いません。このコーナーに登場していただける、市内の若者をお待ちしています。

申し込み 糸島市情報政策課 ☎(332)2063

なお、年金事務所や市役所などで年金相談をする場合は、年金手帳を持参してください。また、代理の人が来庁するときは、委任状が必要な場合があります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の発行

確定申告や年末調整などに必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に送付されます。控除の対象となる保険料は、平成22年1月1日から12月31日までに納付された保険料です。

なお、今年10月以降に初め

「扶養親族等申告書」は期限までに提出

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税や住民税の課税対象となります。

「厚生年金に関すること」

西福岡年金事務所 ☎(883)6017

糸島市国保年金課 各支所総合窓口課 ☎(632)2071

国民年金に関すること 糸島市国保年金課 各支所総合窓口課 ☎(632)2071

もし、提出が遅れると所得税の源泉徴収税額が多くなる場合があるのでご注意ください。

第6回 ふくおか川の大掃除

ふるさとの河川を守るため、みなさん参加しませんか

県では、ふるさとの河川を守るため、地域の環境団体などと連携し、県内一斉に河川の清掃を行います。

市内では、雷山川の中流域から下流域と一貴山川の清掃活動を行います。みなさんぜひ参加してください。

日時 11月21日(日)8時45分集合 9時15分開始(1時間程度)

集合場所(清掃場所) 下表のとおり(少雨決行)

河川名	集合場所	清掃場所
雷山川	東風公民館	東風橋～幸田橋
	し尿処理センター前	し尿処理センター前(加羅橋から下流)
一貴山川	一貴山・松末羅漢川合流点	一貴山・松末羅漢川合流点周辺

持ってくるもの 軍手、長靴、タオル、帽子など

問い合わせ 福岡県土整備事務所前原支所 ☎(322)2961



昨年は子どもたちも参加

国民年金は国が責任を持って運営する公的年金制度

11月は年金月間



年金加入者のみなさんへ

●国民年金の加入と種類

公的年金制度は、老後を迎えたときや、けがや病気などで障がい者になったとき、一家の担い手が亡くなったときなどに、公的に保障する制度です。

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金への加入が義務付けられています。職

●あなたはどの被保険者

国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、被保険者の種別によって、保険料の納め方や受けられる年金の種類、また、変更があったときの届け出先などが違います(下表)。

60歳以上のみなさんへ

●年金をあきらめないで

老齢基礎年金は厚生年金などの加入期間と、国民年金の納付月数と免除月数などの合計が25年以上あると受給できます。

しかし、それだけでは受給資格がない場合でも「カラ期間」を足すと受給資格が取れる場合があります。

「カラ期間」とは、国民年金に任意加入できたのに加入しなかった次の期間です。

①昭和61年3月以前に厚生年金などの加入者が扶養する配偶者だった期間

②学生だった平成3年3月以前の期間

③海外在住の期間

④厚生年金などの脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間

心当たりのある人は、年金をもらえないとあきらめずに、一度、自分の記録を調べてみてください。

別表 老齢基礎年金の加入種別と手続き

該当	第1号被保険者			第2号被保険者			第3号被保険者		
	こんなとき	変更後の種別	届出先	こんなとき	変更後の種別	届出先	こんなとき	変更後の種別	届出先
送付される納付書に基づき、保険料を納付します。 ※口座振替・クレジット納付・電子納付もできます。	自営業・学生・フリーターなど	会社員・公務員など	会社員・公務員などに扶養されている配偶者(夫・妻)	退職した	第1号被保険者	糸島市役所各支所	会社員・公務員の配偶者と離婚した	第1号被保険者	糸島市役所各支所
給与等から職場の年金制度の保険料を納めています。 ※国民年金の保険料を納める必要はありません。	会社員・公務員になった	第2号被保険者	配偶者の年金制度が負担しているため、本人や配偶者が直接納める必要はありません。	退職後、すぐに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先	配偶者が退職し、自営業などになった	第1号被保険者	糸島市役所各支所
	会社員・公務員の配偶者に、扶養されたとき	第3号被保険者	退職後、会社員・公務員の配偶者に扶養された	退職後、会社員・公務員の配偶者に扶養された	第3号被保険者	配偶者の勤務先	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

※手続きを忘れると、不利益が発生する場合があります。変更が発生したときは、早急な手続きが必要です。